

仕 様 書

1 件名

配水場屋上防水修繕

2 実施場所

下関市菊川町大字上大野 菊川第1配水場 (別図1)

下関市豊浦町大字黒井 475-2 一の瀬配水場 (別図1)

3 履行期限

令和8年3月19日まで

4 実施内容

配水場の屋上防水修繕を次のとおり行うものである。

(1) 菊川第1配水場屋上防水 (別図2、3)

ア 既存モルタル撤去 厚20mm程度 177m² 枯葉収集共

イ 発生材集積・袋詰め 1式

ウ ケレン・高圧洗浄 201m²

エ 樹脂モルタル塗り 厚=2mm 177m²

オ 塗膜防水 (2成分反応形、アクリルゴム)

非歩行仕上げ アロンコートSQ-S 201m²

カ 発生材運搬・処分

(2) 一の瀬配水場屋上防水 (別図4、5)

ア 高圧洗浄 253m²

イ 樹脂モルタル薄塗り 厚=1mm 253m²

ウ 塗膜防水 (2成分反応形、アクリルゴム)

非歩行仕上げ アロンコートSQ-S 253m²

エ 発生材運搬・処分

5 提出書類

(1) 作業写真 (作業前、作業中及び作業後)

(2) 施工要領書

(3) 作業完了届

6 作業に当たっての注意事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 作業日、使用材料、作業方法等について発注者と事前に協議をすること。
- (3) 業務の実施日時は、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、作業上で必要がある場合は、発注者と協議の上、時間を変更して作業を行うことができる。
- (4) 既設構造物その他の工作物を破損した場合又は、損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、受注者の負担で復旧すること。
- (5) 車両及び歩行者の通行に支障のないよう作業すること。
- (6) 廃棄物等は、関係法令に従い適正に処分すること。
- (7) 作業場所は、水道施設用地であることを十分に認識し、使用機器の油漏れによる用地内の汚損がないよう、衛生面に注意すること。
- (8) 階段等があることから、事前に現場を確認すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上、解決するものとする。
- (2) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

以上